

国民健康保険税の税率などをお知らせします

国民健康保険(国保)税は、加入者の医療費や、後期高齢者の医療費を現役世代から支援する費用および介護保険サービス・介護予防事業・子育て支援施策の費用に充てられる大切な財源です。

本年度の国保税率などが表のとおり決定しました。詳細な税額などは、7月中旬に発送予定の納税通知書を確認してください。

《問合せ》申告・課税：税務課市民税係 ☎21-9045
 納税方法：税務課収税係 ☎23-1118
 医療・給付：国保・年金課 ☎21-9061

課税区分	医療分	後期支援金分	介護分	こども支援金分
所得割(所得)	6.53%	3.11%	2.74%	0.29%
均等割 (被保険者につき)	27,700円	13,400円	14,000円	1,300円 18歳以上加算100円
平等割(1世帯につき)	17,800円	8,700円	7,000円	900円

■経済的理由により納付が困難な方は早めに相談を

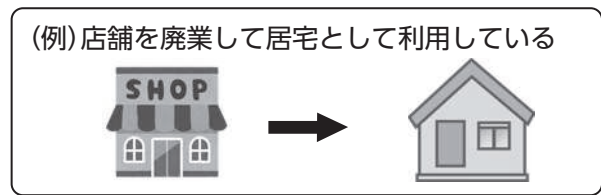
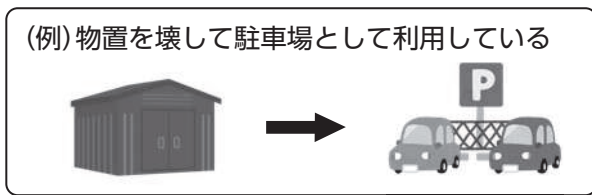
特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、療養の給付(3割負担)ではなく、医療費を一度、全額負担し、後日申請することで保険給付分が支給される特別療養費の対象になります。(ただし、高校生以下の加入者については対象外)

経済的な事情で納付が困難な方は、早めに税務課収税係に相談してください。

固定資産の利用状況に異動はありませんか

土地・家屋の利用状況に変更があった場合は届出を

固定資産税は、固定資産の利用状況に応じて課税されます。適正な課税となるよう、利用状況に変更があった場合は連絡してください。 《問合せ》税務課☎21-9045



固定資産税は毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。申告が必要な方は早めに申告の準備をお願いします。

●土地・家屋を所有している方へ

所有資産に次のような変更がある場合は申告が必要です。

- ◇母屋の増築、車庫などの新築
- ◇家屋の取り壊し
- ◇事務所や倉庫などを改装して住居に変更
- ◇未登記家屋の所有者の変更(売買・相続など)

実地調査をしています。
ご理解、ご協力をお願いします。

●土地の利用用途の変更 ●家屋の新築、増築評価 ●償却資産の帳簿調査 など

地域おこし協力隊紹介 ～私と活動と、時々、暮し～

《問合せ》地域づくり課 ☎21-9096

vol.58 天然菌どぶろくと発酵食で癒しの空間を

坂本 佳子

大阪府出身の在日コリアン3世。世界郷土料理研究家。10カ国以上を旅して各地の食文化を研究し、自然発酵料理教室を主宰。韓国で著書『ありのまま今のまま』(book nomad)を出版。



高校で製菓を、大学では韓国で伝統調理を学び、10カ国以上を旅して郷土料理を研究してきました。昨年5月に家族で竹野へ移住し、現在は「起業型」の地域おこし協力隊として活動しています。

これまでの経験を生かし、今春からは在来種「但馬剛力」の自然栽培に挑戦します。地元産の有機白菜を土中で発酵させたキムチ作りなど、この土地ならではの食文化も探究中です。また、竹野の土蔵付き物件を活用し、自家製どぶろくや発酵料理を楽しめる農家レストラン兼民宿の開業を目指すため、物件探しに奮闘しています。食を通じて、多様な生命が平穏に共存できる世界を作るお手伝いをしていきたいです。

北但大震災メモリアル写真展を開催します

今から101年前の大正14年(1925年)5月23日に発生した北但大震災では、豊岡・城崎地域を中心に420人が亡くなり、1,712戸が全焼するなど、甚大な被害が発生しました。

この災害の記憶を風化させることなく、防災・減災対策に生かすため、北但大震災メモリアル写真展を開催します。

地震は何の前触れもなく発生します。そのため、発生してからどうするかよりも、発生前にどれだけ備えるかがより重要です。

まずは「住宅の耐震診断」や「家具の転倒防止対策」から始めましょう。

期間：5月14日(木)～27日(水)

※火曜日休み(19日、26日)

時間：午前10時～午後6時

※金・土曜日は午後7時まで

場所：豊岡市立図書館本館2階(京町5-28)

内容：北但大震災当時の写真展示、防災グッズ紹介

その他：災害関連の図書の展示(貸出可)



豊岡駅前への被害▶

わたしたちの障害福祉

“当たり前”に暮らせる社会”にする“配慮”
～障害者差別解消法～

◆合理的配慮 「合理的配慮」とは、障害のある人が他の人と同じようにサービスや情報を利用できるようにするための工夫や対応のことです。



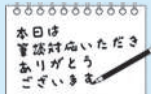
車いすのまま着席したい



難聴で筆談希望だが、弱視のため小さい文字は読みづらい



車いすのまま着席できるスペースを確保した



太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った

配慮は、特別なことではありません。

一人一人の小さな心がけが、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながります。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033

消費生活相談員の知恵袋 61

～一人で悩まず相談を～



「豊岡市消費生活センター」は豊岡市が運営している消費者の皆さんのための相談業務を行う機関です。

◆どんなことをしているの？

私たちは暮らしの中で「訪問販売で必要のない商品を買ってしまった」「クーリングオフの仕方が分からない」「スマホに利用した覚えのない料金を請求するメールが届いた」といったトラブルに巻き込まれることがあります。

センターでは、専門の相談員が皆さんからの相談を受け、助言したり、事業者と皆さんの間に入り交渉したり、トラブル解決のために皆さんをサポートします。

◆センターに相談してください

大切なことは、早く相談することです。秘密は守られますので安心してください。

《豊岡市消費生活センター》

●相談場所 生活環境課内

●電話相談 ☎21-9001

市ホームページ▲

